

第 7 回世田谷区農業委員会総会

日：平成30年 2月28日（水）

場所：三軒茶屋分庁舎 4階会議室

第7回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成30年2月28日（水）午後3時から

開催場所：世田谷区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、山崎義清、佐藤満秀、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、佐藤治雄、池亀宏、森安一、田中宏和、高橋良治、苅部嘉也、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：永井潔

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 寺澤弥生子、主事 會田航

午後3時2分開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第7回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 議事に入ります前に、本日は永井潔委員が欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員でございますが、高橋良治委員と苅部嘉也委員、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。第2号議案は全て専決処理となっております。報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件と農地法第5条が4件となっております。それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.1-1をご覧くださいと思います。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

全件専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

受付番号29-4-10。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

受付番号29-5-34。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.1-3に移らせていただきます。受付番号29-5-35。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、1枚お開きいただければと思います。資料No.1-4に移らせていただきます。受付番号29-5-36。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.1-5に移らせていただきます。

受付番号29-5-37。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

高橋(良)委員 事務局にお伺いしたいんですけども、1番目と3番目の現況宅地の部分なんですけれども、それは前に建物か何かが建っていて、それが更地になって、その状態で畑とみなされてこの調査をしたということでもいいですか。

事務局 まず、現況宅地という部分については、今現在も建っている状況です。ただ、農地法の手続上、市街化区域内の農地転用は届出制のため、手続書類が揃っていれば、受け付けざるを得ないというのが基本的にあるところでございます。

高橋(良)委員 何かを建てるのに、更地になった状態という意味ですか。

事務局 そうではなくて、今回のところについては、現況宅地でもう建ってしまっている状況です。

高橋(良)委員 建ってしまっている状態でこれを出せるんですか。

事務局 出せます。私どもは、出されれば受け付けざるを得ないというところでございます。

高橋(良)委員 わかりました。

高橋会長 よろしいですか。ほかにもございますか。では、ないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが9件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが2件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが10件ございます。

それでは最初に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。9件ございますので、順に審議いたします。

1件目を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました苅部嘉也委員、結果の報告をお願いいたします。

苅部委員 2月21日、相続人であります さんと さん立ち会いのもと、事務局2名と調査をいたしました。

農業経営は さんが主にやっているとのことでした。販売方法は、畑での直売、あと、生協と老人ホーム等に野菜を出荷しているそうです。農作物については、ネギ等は栽培してありましたが、この時期なのでやはり冬野菜はほとんど終わっておりまして、これから春夏野菜はサラダ系の生食野菜、レタスやミズナ、パクチー等、葉物野菜をメインに栽培していくそうです。肥培管理については、雑草等は全くない、本当にきれいな畑でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。

何かご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、1枚おめくりいただきまして、資料No.2-2をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました佐藤治雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

佐藤(治)委員 2月23日に事務局2人と、3人で現地調査を行いました。

の方ですけれども、現況はクリ、の方はクリとミカンです。さんとさんのさんが労働力、2人でやっています。そして、できたクリとミカンは自分の家で直売をして、盛りのときは、ファーマーズに持っていっている、そういう形でございます。畑は、今は冬ですから余り草なんかはありませんし、また、クリの手入れもきちっとやりました。問題はないんじゃないかと思います。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございました。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 3をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました渡邊委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 20日に事務局さん2名とともに、 さんの立ち会いで調査を行いました。

経営は さんと さん、それと さんがまだお元気で草むしりをされているということで、3人で経営を行っているということです。伺ったときに、やはり冬野菜が終わって片づけの状況です。葉物がホウレンソウ、カブ、あとネギなんかはまだ一部残っておりまして。夏場には一通りの夏野菜、トマト、ナス、キュウリ、インゲン、これらを栽培されているということです。野菜以外にミカンがあり、大きな木なので結構実がとれるということでした。販売方法は、敷地内の自販機をメインで販売されているということです。冬場でしたので草もほとんどない状態で、肥培管理も良好だと思われました。

以上です。

高橋会長 ありがとうございました。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございました。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を説明願います。

事務局 お手元の資料No.2 - 4をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されたのは永井潔委員ですが、本日欠席されておりますので、事務局から調査結果の報告をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から代読をさせていただきます。

2月21日水曜日、 さん立ち会いのもと、事務局2名とともに調査をいたしました。

農業経営は、 さんが主に行っていますが、時折ご家族の皆様も手伝いして下さるといってございました。農作物は、コマツナ、ニンジン、ホウレンソウ、キャベツが植わっておりまして、販売方法は、以前は直売していましたが、今はファーマーズマーケットに出しているということでございます。肥培管理についてですが、ビニールハウスの中にマルチ等が若干放置されていたため、片づけるよう指示してまいりました。気になったのはその点だけで、そのほかは良好でございました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-5をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました田中光男委員、調査結果の報告をお願いいたします。

田中(光)委員 初めに、昨年農地パトロールを行ったところ、肥培管理がよくなかった土地でしたので、職務代理に同行してもらいました。事務局2人と さんの立ち会いのもと調査を行いまして、畑にはブルーベリーの木が 本ぐらいと、これからジャガイモの作付のために片づけ始めましたけれども、まだ畑の隅の方は片づけがなっていない状態

でした。ほかに竹林と柿の木の周辺に木が残っておりまして、良好とは言えませんでした。

さんが言うには、造園業者に依頼して、枯れた竹の除去と樹木の伐採をして更地にし、柿の苗、レモンの苗の植栽を依頼したそうです。私も確認したところ、見積書も入手しまして、3月中旬から作業を行うということなので、引続き、定期的に畑の様子を見たいと思います。タケノコは固定客に販売し、これからはジャガイモ、里芋、夏野菜をやる予定です。同行していただいた宍戸職務代理のご意見はいかがでしょうか。

宍戸会長職務代理者 私も調査に同行いたしました。その前の状況を私は見ていないので、その部分は分かりませんが、問題は、竹やぶと隣接している納税猶予を受けた土地です。それを除くと、肥培管理をちゃんと徹底すれば、引続きできるかなとは思いました。伐採は1人じゃできないので、今言われたように造園業者が入り、木を除去して、そこにレモンや柿の木を植えて、生産を続けていくこと、今後定期的に畑の状況を確認していくことがまず大切かなという感じはいたしました。ですから、それが確実にできれば、納税猶予の土地としてできると感じてまいりました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問等ありましたら。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、6件目を説明願います。

事務局 それでは、1枚おめくりいただきまして、お手元の資料No.2-6をご覧いただければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、これについて調査されました佐藤満秀委員、調査結果の報告をお願いいたします。

佐藤(満)委員 それでは、報告させていただきます。

2月20日火曜日、相続人の さん立ち会いのもと、事務局2名とともに都合3名で調査いたしました。

農業経営は、相続人である さん1人で行っているということでございました。農作物は、露地の旬野菜を栽培しているとのことでした。主な作物は、夏秋野菜ではトマト、キュウリ、ナス、インゲン、トウモロコシ等、また、冬野菜は主にブロッコリーとナガネギとのことでした。調査時もブロッコリー、ナガネギ等が多少残った状態で栽培されておりました。販売方法につきましては、ほぼ100%自宅の庭先販売とのことでした。肥培管理につきましては、常に注意して管理していただくようお願いいたしましたが、調査時におきましては完璧な管理状態で、全く問題ないと推察いたしました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、7件目、8件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料No.2-7及びNo.2-8をご覧いただければお分かりいただけるかと思えますけれども、まず、相続人が さんということ同一で、被相続人が相続人に対する 及び であるため、7件目、8件目につきましては、まず続けて事務局で説明させていただきたいと思っております。調査結果の報告につきましても、渡邊委員に続けて行っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料No.2-7をご覧いただければと思います。

(事務局より、申請内容などについて説明)

1枚おめくりいただければと思います。資料No.2-8、第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました渡邊武彦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 それでは、報告させていただきます。

と、 につきましては竹林になっております、そして、 と が野菜畑と一部果樹畑です。いずれも20日に事務局さん2名と さん立ち会いのもとで調査を行っております。

まず、 と に関しまして、サツマイモが主の野菜畑です。サツマイモにつきましては、近隣の保育園と契約されているということで、全量を保育園で引き取る形だということです。サツマイモがメインということですので、残りの季節はということなんですけれども、ちょうど冬野菜が片づいてしまっていました、サツマイモの後に、ちょっと時期が遅い冬野菜にはなるということなんですけれども、大根とかカブ、それらを栽培しております。夏場には、サツマイモが当然メインなんですけれども、3分の1ほどの空いているスペースにトマト、ナス、キュウリ、ヤツガシラの夏野菜を自家消費用に栽培されているということです。このほか、梅とかナツミカン、ユズが植えられており、その中でも量が多いのが梅です。後ほど触れるタケノコと同様、ふれあい農園用に提供しているということです。

続いて、 の土地が先程申し上げました竹林です。ちょうど伺ったときには、先日の大雪で倒れたものも一部まだ倒れた状態で、これから竹が出る前にきちっと片づけるとおっしゃってありました。農業経営は さんと2人で行っておられるということで、掘り上げたタケノコは、ふれあい農園へ提供するとおっしゃってありました。肥培管理につきましても、竹林ということで特に問題ないということでした。

続きまして、 と です。こちらにつきましても竹林になっておりまして、同様にふれあい農園に提供するということです。先程のサツマイモの畑につきましても、特段草もなく、肥培管理は竹林2つとも良好に管理されているような状況でした。

以上になります。

高橋会長 ありがとうございます。この件につきましてご意見がございましたら、お願いいたします。

高橋（良）委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、 さんが同じ住所になっているのは さんが さんのものを譲り受けたという形で、たまたま相続時期が年は違っても月が近かったので同時に提出されたということによろしいですか。

事務局 基本的にそういう理解で結構でございます。

高橋（良）委員 分かりました。

高橋会長 ほかにはございますか。ないようですから、採決させていただきます。

7件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。

次に、8件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、7件目、8件目ともに証明書を発行することといたします。

最後になります。9件目に入りますが、これは 委員のご親族等からの証明願となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということから、本件の審議中は退席していただきます。

[委員 退席]

高橋会長 それでは、9件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-9をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 永井潔委員ですが、先程のように、本日欠席されておりますので事務局から調査結果の報告をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から代読をさせていただきます。

2月9日、相続人、 さん立ち会いのもと、事務局2名とともに調査を行いました。

まず、従事者につきましては、 さん、 さん、 さんの3人です。ただ、メインとしては さんが主に従事されています。作物は主に柿及びユズでございます。ただ、これからの夏の作に向けて、キュウリ、エダマメの植えつけを行っていますという話を伺っているところでございます。出荷先のメインとしましては、ファーマーズマーケット、合わせて自宅の中での直売も少し行っています。肥培管理につきましては問題なしということでご報告させていただきます。

以上、代読させていただきました。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

委員に戻っていただくようお願いいたします。

(委員 着席)

高橋会長 以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

2件ございますので、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました池亀委員、調査結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 2月9日に事務局2人と さん立ち会いのもとで現地を見させていただきました。 さん、 さんともに農家を一生懸命やられていた方でございます。何も問題ないかと思えます。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、裏面の資料No.3-2をご覧くださいと思います。第3号議案生産

緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件について調査されたのは、また永井潔委員なんです、欠席のために事務局の調査結果の代読をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から代読させていただきます。

2月21日水曜日、申請者である さんにお話を伺い、調査をいたしました。

さんは、亡くなる前数年間は体が動きづらかったものの、それまでは元気に畑に出ておられました。よって、主たる従事者と言えます。小作関係もないと聞いております。申請地に係る紛争もないと聞いているところでございます。

以上、事務局から代読させていただきました。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。

10件でございます。それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4、第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請についてご審議させていただきたいと思っております。

まず、特定農地貸付法についてでございますけれども、昨年12月に開催された総会時におきましても皆様にご審議いただいている案件でございますので、根拠となる法律等詳細の説明は割愛させていただきますが、今で言う区民農園というところで、区が宅地化農地を区民農園として土地所有者から新規、継続も含めお借りする際に根拠となる法律がこの特定農地貸付法でございます。今回も世田谷区内の区民農園を継続して借り受ける案件ということで、ご審議をよろしく願います。

まず、区民農園の概要というところで、今現在の区民農園の数等も含めて、資料No.4の

裏面をご覧くださいと思います。裏面に区民農園一覧表、翌日付になっておりますけれども、平成30年3月1日現在ということで、今現在、区内のファミリー農園ということで21園あります。なお、その部分の補足説明でございますが、9の深沢4丁目のファミリー農園につきましては、昨年8月の農業委員会でご審議いただいて、このたび3月1日に新たに開設することができました農園でございますので、ご承知おきいただければというところでございます。

この21園ある中で、今回、この中の一部について特定農地貸付法の申請という案件が出てきましたものですから、10件ご審議いただきたいというところでございます。

それでは、表面に戻らせていただいて、資料No.4、第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請についてご審議いただければと思います。ちなみに、こちらの部分で10カ所ございますものですから、10件まとめてのご審議をお願いします。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 今の説明で、基本的には2年間ですか。

事務局 利用者につきましては2年間です。

高橋(良)委員 たまたま使用期限が31年の1月ということと、次にあるということで3年と1年、これがちょっと特別な形で。

事務局 オーナーさんをご相談させていただく中で、利用者さんの入れかえ期間と合わせた方が、もし解約させていただくという話になったときに、利用の途中で解約されてしまうと、利用者さんが困ってしまうかなと。

高橋(良)委員 それでたまたま1年じゃなくて3年になったという意味ですか。

事務局 そういうことでございます。その部分については、オーナーさんに1年または3年ということで選択いただいたところでございます。

高橋(良)委員 それともう1つ、最後に学童・ふれあい農園というのがあるんですけども、これは今まで余り聞いたことがなかったので、この辺をちょっと教えてもらえますか。

事務局 学童・ふれあい農園について、簡単に説明させていただきます。

まず、ファミリー農園と学童・ふれあい農園の違いをご説明させていただきます。ファ

ミリー農園は、一般区民の方が、ファミリーということなので、1世帯の中で区画割りした上で、1区画15㎡でお使いいただいています。学童・ふれあい農園につきましては、区民農園は区民農園なんですけれども、取り扱いとしては、その名前のとおり、幼稚園と保育園とか、そういう教育団体、または福祉に関する団体が専用にお使いいただいているところで分けをさせていただいています。

高橋（良）委員 ということは、個人じゃなくて法人という……。

事務局 法人というか、幼稚園なり保育園なり、そういう単位でお貸ししているところでございます。

高橋（良）委員 それは何園とかそういうのじゃなくて、でも、区画数が14とか書いてあるんですけれども、これはどういうふうに分けているんですか。

事務局 ファミリー農園については1区画15㎡なんですけれども、学童・ふれあい農園については、経緯は私も分からなくて申し訳ないんですが、結構広いスペースのところ、14区画に分けてお使いいただいています。

参考までに、学童・ふれあい農園につきましては、説明すると長くなってしまいうんですけれども、先に結論を申し上げますと、今年の3月末をもって閉園することになりました。学童・ふれあい農園のある場所が、ここに書いてある喜多見5丁目ということで、農業公園という表現になりますが、次大夫堀の自然体験農園の地域の一部としてあります。将来的には次大夫堀の体験農園の一部、区としてもそういう目的で、開園するまでの間、暫定的に区として持っていますよという中で、学童・ふれあい農園として、期間限定ではありますが、平成24年度に開設させていただいたところでございます。その部分が、来年度に入ってから、暫定利用を外した上で、次大夫堀公園の中で使っていくということで、こちらの学童・ふれあい農園は閉園するところでございます。

高橋（良）委員 もう、今年閉園ですか。

事務局 今年の3月に閉園します。ただ、こちらの利用者さんにおきましても、ファミリー農園の中でお使いいただくという部分については、ご希望される方につきましては、ファミリー農園でも使うことはもちろん可能ですので、そちらの区画をお使いいただくという形でご案内しています。

なお、ファミリー農園は、先程申し上げましたとおり1世帯ということでご案内していますけれども、もちろん、今申し上げた学童、要は教育的、幼稚園とか保育園とか福祉団体の方がお使いになられたい場合、こちらをお使いいただくこと自体は全然問題ないとい

うことでご案内しています。

高橋会長 ということは、ファミリー公園に戻す、直すということですか。

事務局 戻すというか、そちらを使っていただくご案内をするという形をとらせていただいております。

事務局 もともとこの用地は都市計画決定されていまして、次大夫堀公園の一部なんです。それをとりあえず、国のお金で払う訳にはいきませんので、暫定的に、要は買い戻しということで、補助金を入れるために一旦戻しています。今回、その期限が切れて買い戻しが成立いたしましたので、正式な形で次大夫堀のほうに公園として上げていく。要は、格を上げると言ったら変ですけども、そのような形でもとの用途に合わせた形にするということをごさいます、それに伴いまして、暫定的な利用のものについては廃止という形にさせていただきます。

高橋（良）委員 では、もう学童・ふれあい農園というのはなくなる、全体的にもう1つも無いということですか。

事務局 今現在、学童・ふれあい農園は1つしかなかったものですから、今回、この暫定が解除されますと、廃止するというので、1つもなくなるということになります。

山崎（義）委員 ファミリー農園なんだけれども、普通、基本的に2年だったんですよ。

事務局 おっしゃるとおりです。

山崎（義）委員 1年で契約できるの。区で相談をしてくれるということもできるんですか。

事務局 区民農園として土地所有者からお借りするに当たっては、基本的には、まず最初は6年です。その後2年更新という形にさせていただいているんですけども、今回の1年という部分については、利用者さんのことを考えて、利用者さんが途中で解約するという部分については不利益が生じるというところから、あくまで特例とさせていただければと思います。

山崎（義）委員 交渉することによって1年ごとにできるということですね。

事務局 やむを得ない事由の考えの1つとして思っただけければと思います。

山崎（義）委員 すごく希望したいときがあるんですよ。基本的には2年なんだけれども、1年ずつでも可能だということですね。

事務局 やむを得ない事由であるのであれば。

山崎（義）委員 こっちも事情があるから。分かりました。

高橋会長 ほかにございますか。意見がないようですので、採決させていただきます。
証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で、特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、5の協議事項に移ります。

(1)の平成30年4月の総会日程（案）についてを協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5、平成30年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧くださいと思います。

次回の総会開催日時につきましては、3月29日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

4月の開催日時につきましては、4月26日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

また、こちらにも書かれておりますとおり、5月以降、来年3月までの総会開催予定も提示させていただきました。開催日時決定につきましては2カ月前の総会にて行うこととなっておりますが、現時点での予定も合わせてご確認いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、裏面をご覧くださいと思います。農業委員会総会開催日程とは別に、東京都農業会議主催の主要行事日程を提示させていただきました。出席対象者欄にて該当行事をご確認いただき、ご都合のつく限り、ぜひともご出席いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。なお、東京都農業会議主催の行事につきましては、行事開催ごとに事前に皆様には文書にてご案内させていただきますので、ご承知おきいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ご意見がございましたら、お願いいたします。

真鍋委員 まだ4月は決まっていなくて、今、26日ということの話があったんですけれども、いつも月末なものですから、てっきり27日だと私は思っておりますので、でも、もう

印刷して刷り物になっているので、しょうがなければしょうがないでいいんですが、27日になることは無理かななんてことを一言言いたいなと思ひまして、でも、だめならそれで結構です。いかがでしょうか。

高橋会長 どうなんですか。直せるんですか。

事務局 この件について、関係機関と調整の上でこういう形でご提示させていただくので、誠に申し訳ございません。

高橋会長 その日はご欠席ということで、申し訳ございません。

ほかにご質問はありますか。それでは、4月の開催日時については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、開催案どおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6-1をご覧くださいと思います。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件につきましては、前回1月31日に開催されました第6回農業委員会総会にて、主たる従事者証明につきまして農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。翌開庁日の2月1日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区等に照会をかけましたが、このたび買い取り申し出がなしという結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、6の報告事項に移ります。

(1)から(2)について事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧くださいと思います。平成30年度「農作業体験塾(春)」の開催についてのご案内でございます。

まず、農作業体験塾とはどういうものを簡単に説明させていただきますと、生産者が

区民と交流する中で、作業内容として種まきとか苗の定植から収穫、出荷までの一連の農作業を体験するというところで、将来的な話で農業サポーター制度につなげることもともに、世田谷農業についてご理解を深めていただくことを目的としてこの制度を定めています。

生産種別、開催日時、募集人数等につきましては記載のとおりでございますので、ご確認いただければというところでございます。周知方法につきましては、3月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページに掲載するというところで周知をさせていただきます。

続きまして、裏面をご覧くださいと思います。資料No.8、ふれあい農園「たけのこ堀り」の開催についてでございます。

開園日時、料金、申込方法につきましては記載のとおりでございますので、ご確認いただければと思います。周知方法につきましては、3月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて周知をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 では、質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 なければ、この件は終了いたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他、全般的な事項についてのご意見がありましたら発言をお願いいたします。

菅沼委員 全般的じゃなくて気になっていることでもいいですか。

高橋会長 いいんじゃないですか。

菅沼委員 多分、真鍋委員も諸星委員も気になっていると思うんですけども、今年、30年度に、この先の世田谷区の農業の10年計画を作るんです。今日、総会日程は入ったんですけども、それはどういうスケジュールを組んでいるのかということを知りたい。農業委員の皆さんにもその腹づもりをしておいていただかないと、一番現場で詳しい人ですから、その辺を分かれば知らせてほしいと思います。

事務局 農業振興計画ですが、今作業をしているところでございまして、現段階では、素案のたたき台というところで、まだお示しするようなどころまでは行っていない状況でございます。来年度1年間をかけて農業振興対策委員会を2回開催しながら進めていく形になっています。国の法律の改正がかなりあるものですから、その対応を見ながら進めていく形になりますので、大体7月ぐらいに素案を出してくるという動きになってきてございます。ですので、その時点なり、今、農業振興対策委員の中にはJAさんや農家さんの

代表の方も入っていただいていますので、情報については定期的にお話ししていきたいと考えているところでございます。

以上です。

菅沼委員　そういうスケジュールだと思いますけれども、余り議員が言ってはいけないんですけれども、役所と現場が離れてはいけないので、やっぱり現場の意見を聞きながら、この先の10年をどういうふうにやっていくか。10年計画は作ったけれども、現場と合わなくては何にもならないじゃないか。10年計画ができれば、新しい事業が成れば、当然予算だとかが区でつく訳ですから、その辺も、ただ報告だけじゃなくて、農業のプロがこれだけそろっているんですから、お話をよく聞いてやっていただきたいということをお願いします。

高橋会長　よろしく申し上げます。

ほかに関連したものでご意見はありませんか。よろしいですか。

事務局　この後、休憩を挟まずに、引き続き親睦会の報告をさせていただきたいと思っておりますので、お時間を頂戴いただければと思います。よろしくお願いいいたします。

高橋会長　特にないようですから、農業委員会総会を終了いたします。

それでは、宍戸会長職務代理者から閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者あいさつ)

午後4時11分閉会